

本年の選挙実施にあたって (会費納入期限について)

過日、ホームページ掲載およびメールマガジン配信により、本年が役員選挙年であること、また、選挙権・被選挙権についてご連絡させていただきました。

選挙権・被選挙権は、入会時期や会費納入状況により決定されますが、今回の役員選挙において、下記の選挙細則第2条の内容を基に検討の結果、会費納入期限に関しては、**2017年2月28日(火)**と致しますので、ご案内申し上げます。

(なお、同日までに振込手続きが完了しているのではなく、同日までに学会側で入金を確認できる状態であること。)

日本細菌学会選挙細則 第1章・第2条

第2条 選挙管理委員会は、本条第2項および第3項に該当する資格を有する選挙人および被選挙人名簿を各支部毎に作成し、速やかに日本細菌学雑誌等に公表しなければならない。

2 選挙人は選挙施行の年の前年までに入会しその年度の会費を納入した正会員、あるいは選挙施行年の1月末日の時点で満2年以上を経た学生会員で、かつ正会員・学生会員ともに選挙施行年度の会費を納入したものとする。

3 被選挙人は選挙施行の年の前年までに入会しその年度の会費を納入した正会員で、かつ選挙施行年度の会費を納入したものとする。

なお、選挙実施にあたって、皆様の最新の会員情報をご登録いただきたく、下記の方法でご自身の会員情報登録ページにお入りいただき、各種ご確認・ご変更ください。

選挙名簿は、2017年2月28日の会員データを基に作成致します。

【手順1】

本会HP (<http://jsbac.org/index.html>) の一番左下にある下記バナーをクリックしていただくか、<https://ohasys.net/ohasys/login.aspx> を入力し、ログインページにお入りください。



【手順2】

ログイン時、“会員番号”と“パスワード”が必要になります。

会員番号は、学会事務局にご照会下さい。(gakkai23@kokuhoken.or.jp)

パスワードはご自身でご作成いただくことになります。